

## 第6章 地域生活支援事業\*の見込量

### I 事業の概要

地域生活支援事業\*は、地域に暮らす障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活を営み、社会参加を進めることができるよう、市町村が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての方々が共に安心して暮らすことができる社会の実現を目的としています。

| 地 域 生 活 支 援 事 業 |               |                                                    |
|-----------------|---------------|----------------------------------------------------|
| 必須事業            | 理解促進研修・啓発事業   | ・ 市民ふれあい広場<br>・ 出前講座                               |
|                 | 自発的活動支援事業     | ・ 当事者、家族会への支援                                      |
|                 | 相談支援事業        | ・ 上小圏域障害者総合支援センター<br>・ 基幹相談支援センター                  |
|                 | 成年後見制度*関係事業   | ・ 成年後見制度*利用支援事業<br>・ 成年後見制度*法人後見支援事業               |
|                 | 意思疎通支援事業      | ・ 手話通訳・要約筆記者*派遣事業<br>・ 手話通訳者設置事業                   |
|                 | 日常生活用具給付等事業   |                                                    |
|                 | 手話奉仕員養成研修事業   |                                                    |
|                 | 移動支援事業        |                                                    |
|                 | 地域活動支援センター*事業 | ・ 市単独設置<br>・ 圏域市町村共同設置                             |
| 任意事業            | 日常生活支援事業      | ・ 訪問入浴支援事業<br>・ 日中一時支援事業<br>・ 地域で安心して暮すための安心生活支援事業 |
|                 | 社会参加支援事業      | ・ 奉仕員養成研修事業<br>・ 点字・声の広報発行事業 等                     |

## 2 理解促進研修・啓発事業

### (1) サービスの概要

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁\*」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

### (2) サービスの見込み

障がいのある人と地域住民が、ふれあい、交流することで障がいへの理解を深めるイベント等を実施することにより、住民同士が互いに助け合う「共生」の意識を高めます。また、障がいに対する理解の促進を図るための体験会、研修会や出前講座の開催を見込みます。

| サービス名       | 見込むもの | 実績 | 見込み |    |    |
|-------------|-------|----|-----|----|----|
|             |       | R元 | R3  | R4 | R5 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施  | 実施 | 実施 |

### (3) サービス確保の施策

- ・地域共生社会に向けたイベント（うえだ市民ふれあい広場など）を開催します。
- ・自治会や小中学校など身近なところで、障がいに対する理解が進むよう研修会や出前講座、体験会などを開催します。
- ・障がいに対する理解を進めるため、広報紙を活用した啓発をします。
- ・市職員の障がいを理解するための職員研修を実施します。

### 3 自発的活動支援事業

#### (1) サービスの概要

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

#### (2) サービスの見込み

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会活動を支援します。

| サービス名     | 見込むもの | 実績 | 見込み |     |     |
|-----------|-------|----|-----|-----|-----|
|           |       | R元 | R 3 | R 4 | R 5 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施  | 実施  | 実施  |

#### (3) サービス確保の施策

- ・当事者団体が開催する研修会や交流会などへの支援

### 4 相談支援事業

#### (1) サービスの概要

障がいのある人やその介助者および保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

| 事業名               | 事業内容                                                                                                                                       |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者(児)相談<br>支援事業  | 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行う。                                                                   |
| 基幹相談<br>支援センター    | 地域における相談支援の中核的な機関で、総合的な相談のほか、サービス等利用計画の調整、アドバイス、また、地域生活支援事業*におけるサービス等利用計画の作成、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援、障がいのある人に対する虐待の防止・対応、権利擁護などの役割を担う。 |
| 市町村相談支援<br>機能強化事業 | 専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、市町村の相談支援事業の強化を行う。現在、上小圏域の4市町村合同で、障害者総合支援センターで実施している。                                                          |

## (2) サービスの見込み

上小圏域市町村の相談支援体制に対する考えに則し、引き続き相談支援事業所の実施箇所の増加と基幹相談支援センター\*の機能強化を見込んでいます。

(各年度の見込み)

| サービス名         | 見込むもの     | 実績     | 見込み    |        |        |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
|               |           | R元     | R 3    | R 4    | R 5    |
| 障害者相談支援事業     | 相談支援事業所の数 | 24 事業所 | 25 事業所 | 26 事業所 | 27 事業所 |
| 基幹相談支援センター*   | 設置の有無     | 設置     | 設置     | 設置     | 設置     |
| 市町村相談支援機能強化事業 | 実施の有無     | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     |

## (3) サービス確保の施策

- ・上小圏域市町村と連携し、相談支援事業所の登録及び設置の促進を図ります。
- ・障がいのある人からの相談に対して、専門のコーディネーターが24時間ワンストップで応じられる体制や情報提供体制の充実を図ります。
- ・相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり（地域内ネットワーク）に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。
- ・相談支援事業は上小圏域市町村による共同事業として実施し、上小圏域基幹相談支援センター\*へ引き続き委託を行います。
- ・上小圏域障害者総合支援センターでの「生活・就労・障がい福祉サービス\*利用等の総合的な相談事業(情報提供、各種支援施策に関する助言・指導等)」を引き続き行います。
- ・障がい等、同じ背景を持つ人同士が対等の立場で互いの話を聞き、受け入れあうことで、自立のための情報共有や精神的に支え合うことを目指す「ピアカウンセリング\*」を推進するとともに、普及啓発を行います。

## 5 成年後見制度\*関係事業

### (1) サービスの概要

障がい福祉サービス\*利用の観点から、成年後見制度\*の利用が有用であると認められる判断能力が十分でない障がいのある人に対して、利用支援にかかる事業を行い、権利擁護を図ります。

また、地域で暮らす障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴い、法人後見等の業務を担う「上小圏域成年後見支援センター」の果たす役割の重要性がますます高まっていることから、支援事業を通じて、今後活躍が期待される市民後見人の活用を含めた法人後見の活動の安定的な実施を図ります。

<上小圏域成年後見支援センターでの業務内容>

- ・成年後見制度\*の普及、啓発活動 ・制度利用に関する相談、アドバイス
- ・専門知識との連携による制度利用の促進 ・申し立て申請手続き支援
- ・法人後見人の受任 ・市民後見人の養成 など

| 事業名                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度*<br>利用支援事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的及び精神障がいのために判断能力が十分でない方で、費用負担が困難なことなどから制度利用が進まない方の支援のため、成年後見制度*の申立てに要する経費（申立手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の全部または一部を助成。</li> <li>・身寄りがいないなどで申立てを行うことが困難な場合に市長が代わって申立てを行う。</li> </ul> |
| 成年後見制度*<br>法人後見支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度*における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。</li> </ul>                                                                                      |

### (2) サービスの見込量

障がいのある人本人及び家族等の介助者の高齢化等により、今後の需要と必要性は増加が見込まれます。成年後見制度\*や市民後見人の必要性を普及啓発する講演会等の開催を見込みます。

（各年度の見込量）

| サービス名               | 見込むもの  | 実績   | 見込量  |      |      |
|---------------------|--------|------|------|------|------|
|                     |        | R元   | R 3  | R 4  | R 5  |
| 成年後見制度*<br>利用支援事業   | 利用見込件数 | 2人   | 4人   | 5人   | 6人   |
| 成年後見制度*<br>法人後見支援事業 | 実施の有無  | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   |
| 市民後見人養成講座           | 講演受講者数 | 162人 | 200人 | 200人 | 200人 |

## (3) サービス確保の施策

- ・判断能力の不十分な人々の権利を保護するために、成年後見制度\*の啓発活動や制度を活用するための支援体制を確保します。
- ・サービスを必要とする人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・新たな担い手としての市民後見人の確保に向け、関係機関と連携し、周知を図ります。
- ・中核機関\*及び地域連携ネットワーク\*協議会を設置し、権利擁護の地域連携ネットワーク\*づくりを推進します。

## 6 意思疎通支援事業

## (1) サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人の支援のため、また、合理的な配慮\*の観点から、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者\*の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

| 事業名                | 事業内容                                                                           |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 手話通訳者等設置<br>及び派遣事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより意思疎通を図ることが困難な人のため、市の窓口到手話通訳者を設置するほか、手話通訳者や要約筆記者*の派遣を行う。 |

## (2) サービスの見込量

令和2年7月に「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例\*」が施行され、市が主催する各種行事においても手話通訳を行う機会が増え、今後も件数は増加することが見込まれます。

(各年度の見込量)

| サービス名               | 見込むもの   | 実績   | 見込量  |      |      |
|---------------------|---------|------|------|------|------|
|                     |         | R元   | R3   | R4   | R5   |
| 手話通訳者・要約<br>筆記者派遣事業 | 利用見込件数  | 254件 | 260件 | 270件 | 280件 |
| 手話通訳者<br>設置事業       | 実設置見込者数 | 1人   | 2人   | 2人   | 2人   |

## (3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- ・緊急時の対応や社会参加の促進等、意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者や要約筆者\*等の登録確保を進め派遣を行います。また、各種相談に対応するため、市役所の担当部署に手話通訳者を設置します。
- ・市が主催する各種行事において、手話通訳を行うなど合理的配慮\*を推進します。

## 7 手話奉仕員養成研修事業

## (1) サービスの概要

意思疎通を図ることが困難な人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成します。

| 事業名             | 事業内容                                                                     |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 手話奉仕員<br>養成研修事業 | 聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。 |

## (2) サービスの見込量

入門講座と基礎講座を2年間のカリキュラムで実施し、さらにレベルアップ講座を毎年開催しています。

(各年度の見込量)

| サービス名           | 見込むもの       | 実績 | 見込量 |     |     |
|-----------------|-------------|----|-----|-----|-----|
|                 |             | R元 | R3  | R4  | R5  |
| 手話奉仕員<br>養成研修事業 | 実養成講習修了見込者数 | 7人 | 10人 | 12人 | 14人 |

## (3) サービス確保の施策

- ・手話奉仕員養成講座の周知を行い、参加者の増加を図ります。
- ・県主催の指導員講習会への参加により指導員のレベルアップを図ります。

## 8 日常生活用具給付等事業

## (1) サービスの概要

重度障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

給付は、各用具で定められている障がい部位や手帳等級等の要件を満たす方に対して、定められた範囲内で行われます。

| 事業名             | 事業内容                                                                                                                                                                  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護・訓練支援用具       | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子（障がい児のみ）、訓練用ベッド（障がい児のみ）などの給付。                                                                                                   |
| 自立生活支援用具        | 入浴補助用具、便器、T字状・棒状杖、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などの給付。                                                                             |
| 在宅療養等支援用具       | 透析液加湿器、吸入器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、パルスオキシメーターの給付。                                                                                                             |
| 情報・意思疎通<br>支援用具 | 携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、盲人用血圧計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書、視覚障がい者・上肢障がい者用パソコン周辺機器、人工内耳、人工鼻の給付。 |
| 排泄管理支援用具        | ストマ装具、紙おむつ等、収尿器の給付。                                                                                                                                                   |
| 居宅生活<br>動作補助用具  | 居宅生活動作補助用具、住宅改修費の給付。                                                                                                                                                  |

## (2) サービスの見込量

日常生活用具給付事業で取り扱う品目は多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等にばらつきがありますが、用具全体として増加を見込みます。

(各年度の見込量)

| サービス名                     | 見込むもの   | 実績    | 見込量   |       |       |
|---------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|
|                           |         | R元    | R 3   | R 4   | R 5   |
| 介護・訓練支援用具                 | 給付等見込件数 | 4     | 10    | 10    | 10    |
| 自立生活支援用具                  | 給付等見込件数 | 28    | 30    | 30    | 30    |
| 在宅療養等支援用具                 | 給付等見込件数 | 48    | 50    | 50    | 50    |
| 情報・意思疎通<br>支援用具           | 給付等見込件数 | 15    | 20    | 20    | 20    |
| 排泄管理支援用具<br>(ストマ装具・紙おむつ等) | 給付等見込件数 | 3,654 | 3,700 | 3,700 | 3,700 |
| 住宅改修費                     | 給付等見込件数 | 3     | 3     | 3     | 3     |

### (3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- ・新たな用具の追加、開発や更新にも対応するなど、ニーズを的確に把握し、必要性等に応じた柔軟な対応を図ります。
- ・膀胱・直腸機能障がいのある人が使用する排泄管理支援用具（ストマ用装具）給付については、使用頻度が高いことを考慮し、引き続き低所得者層の利用者負担の軽減を行います。
- ・サービス利用者負担割合

| 品目      | 世帯区分       | 負担割合 | 備考       |
|---------|------------|------|----------|
| ストマ装具のみ | 課税世帯       | 10%  | (※対象外あり) |
|         | 課税世帯       | 5%   | (所得税非課税) |
|         | 非課税・生活保護世帯 | 0%   |          |
| その他の用具  | 課税世帯       | 10%  | (※対象外あり) |
|         | 非課税・生活保護世帯 | 0%   |          |

※障がいのある人本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合

(本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)

には、日常生活用具給付の支給対象外とします。

## 9 移動支援事業

### (1) サービスの概要

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

| 事業名    | 事業内容                                                                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移動支援事業 | <p>単独での移動以外にも、障がいのある人がグループで移動する機会が持てるようにグループ支援を行う。</p> <p>身体介護を要する重度障がいのある人にも外出の機会を提供するため、身体介護を伴う支援を行う。</p> |

### (2) サービスの見込量

障がい児の利用が多く、今後も、療育支援や家庭支援の観点から増加が予想されますが、利用者の一部は、障がい福祉サービス\*の同行援護、行動援護等に移行することを見込み、同推移となることを見込みます。

(各年度の見込量)

| サービス名  | 見込むもの       | 実績        | 見込量       |           |           |
|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|        |             | R元        | R 3       | R 4       | R 5       |
| 移動支援事業 | 利用見込者数      | 198 人     | 200 人     | 200 人     | 200 人     |
|        | 実利用<br>見込時間 | 33,236 時間 | 33,000 時間 | 33,000 時間 | 33,000 時間 |

### (3) サービス確保の施策

- ・在宅生活者の移動支援を行うことにより、自立生活及び社会参加の促進を図るとともに、利用形態に応じて多様な対応ができるように、サービス提供者の確保と提供体制の充実を図ります。
- ・利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるように、事業所の情報提供の充実を図ります。
- ・福祉有償運送\*事業等移送手段システムとの連携により、利用しやすい提供体制を整備します。
- ・サービス利用者負担

| 世帯区分         | 負担割合 |
|--------------|------|
| 課税世帯         | 5 %  |
| 非課税世帯・生活保護世帯 | 0 %  |

※移送の手段となる福祉有償運送\*利用等については別途費用が生じます。

## 10 地域活動支援センター\*事業

### (1) サービスの概要

障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動への参加する機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供を行う地域活動支援センター\*を設置します。

| 事業名               | 事業内容                                                                                 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域活動<br>支援センター*事業 | 創作的活動または生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及啓発（講演会開催等）、地域交流等を行う。 |

### (2) サービスの見込量

令和2年度末で事業所数が3か所に減じる一方、新規開設は見込まれません。段階を踏んで日中活動系サービス\*へ移行する精神障がいや発達障がい\*のある方が多いことから、存続する事業所における一定の利用者を見込んでいます。

（各年度の見込量）

| サービス名            | 見込むもの   | 実績   | 見込量  |      |      |
|------------------|---------|------|------|------|------|
|                  |         | R元   | R3   | R4   | R5   |
| 地域活動<br>支援センター事業 | 実施見込箇所  | 4か所  | 3か所  | 3か所  | 3か所  |
|                  | 実利用見込者数 | 286人 | 180人 | 180人 | 180人 |

### (3) サービス確保の施策

- 今後も利用者の障がい特性と生活リズムに対応した場の確保は必要であり、「ひきこもり」者の社会参加へのステップアップを図る場としても必要となることから、引き続き活用できる施設の確保を進めます。
- 当事者が運営に携わり、ピアサポートを行うことができる体制の確保を図ります。

| 施設名             | 運営主体       | 形態       | 主な利用者     |
|-----------------|------------|----------|-----------|
| 地域活動支援センター やすらぎ | (医) 友愛会    | 共同<br>補助 | 精神障がいのある人 |
| 地域活動支援センター せせらぎ | (特非) なごみの会 | 補助       | 精神障がいのある人 |
| 地域活動支援センター カナン  | (特非) カナン   | 補助       | 精神障がいのある人 |

## 1-1 訪問入浴サービス事業

### (1) サービスの概要

地域における重度身体障がいのある人の日常生活を支援するため、訪問による居宅入浴サービスを提供し、重度身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

| 事業名            | 事業内容                                    |
|----------------|-----------------------------------------|
| 訪問入浴<br>サービス事業 | 給湯装置付き巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入したうえ、入浴サービスを行う。 |

### (2) サービスの見込量

実績から増加傾向にあるため、今後も増加すると見込みます。

(各年度の見込量)

| サービス名          | 見込むもの   | 実績  | 見込量 |     |     |
|----------------|---------|-----|-----|-----|-----|
|                |         | R元  | R3  | R4  | R5  |
| 訪問入浴<br>サービス事業 | 実施見込箇所  | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 |
|                | 実利用見込者数 | 14人 | 15人 | 16人 | 17人 |

### (3) サービス確保の施策

- ・利用者が不便なく利用選択ができるよう、提供事業所の確保に努めます。
- ・重度身体障がいのある人及び世帯の状況等を把握しながら、適正なサービス提供を図ります。
- ・サービスを必要とする重度身体障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・サービス利用者負担

| 利用区分       | 世帯区分   | 利用者負担割合 |
|------------|--------|---------|
| 「週2回以内の利用」 | 世帯構成不問 | 0%      |
| 「週3回以上の利用」 | 課税世帯   | 10%     |
|            | 非課税世帯  | 5%      |
|            | 生活保護世帯 | 0%      |

## 1.2 日中一時支援事業

### (1) サービスの概要

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労を支援するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族等の一時的な休息を図ります。

| 事業名      | 事業内容                                                         |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 日中一時支援事業 | 活動の場を提供し、見守り又は社会に適応するための日常的な訓練を行う。また、必要に応じて事業所までの送迎や食事を提供する。 |

### (2) サービスの見込量

放課後等デイサービスの利用も進むことが予想されますが、今後も同推移と見込みます。

(各年度の見込量)

| サービス名    | 見込むもの   | 実績       | 見込量      |          |          |
|----------|---------|----------|----------|----------|----------|
|          |         | R元       | R3       | R4       | R5       |
| 日中一時支援事業 | 利用見込者数  | 65人      | 65人      | 65人      | 65人      |
|          | 利用見込時間数 | 11,808時間 | 12,000時間 | 12,000時間 | 12,000時間 |

### (3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・利用者のニーズに応えられるようにサービス提供事業所の拡充を図ります。
- ・同様のサービスを提供する目的で実施されている心身障害児（者）タイムケア事業（長野県の補助事業）との調整を図ります。
- ・サービス利用者負担

| 世帯区分         | 利用者負担割合 |
|--------------|---------|
| 課税世帯         | 5%      |
| 非課税世帯・生活保護世帯 | 0%      |

### 1.3 地域で安心して暮らすための安心生活支援事業

(地域移行のための安心生活支援事業)

#### (1) サービスの概要

地域生活支援拠点\*の一環として、緊急ショートステイ事業を行い、障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図ります。なお、この事業は上小圏域4市町村の共同事業として実施します。

| 事業名         | 事業内容                                                                                                             |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急ショートステイ事業 | 地域生活における安心、安全の確保を図るため、介護者が疾病等により不在となり、障がいのある人が居宅で介護が受けられなくなった場合に、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所施設において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供する。 |

#### (2) サービスの見込量

地域で暮らす障がいのある人が、緊急時にも安心できるよう、地域生活支援拠点\*の充実を見込みます。

| サービス名       | 見込むもの | 実績 | 見込量 |    |    |
|-------------|-------|----|-----|----|----|
|             |       | R元 | R3  | R4 | R5 |
| 緊急ショートステイ事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施  | 実施 | 実施 |

#### (3) サービス確保の施策

- ・上小圏域の社会福祉法人等と連携し緊急時に受入可能な一床を常時確保するとともに、障がい特性や医療に関する事項等、利用者に関する事項について確実に受入施設が把握できるように、地域定着支援台帳の整備を行います。
- ・緊急事態が起こらぬように、日頃から関係機関と連携し適切な支援を実施します。
- ・中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。

## 1 4 社会参加支援事業

### (1) サービスの概要

障がいのある人の社会参加を促進するため、下記事業を行います。

| 事業名             | 事業内容                                                                  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| レクリエーション活動等支援事業 | 障がいのある人の体力増進と交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室を開催                             |
| 芸術・文化講座開催等事業    | 障がいのある人の芸術文化の振興と創作意欲を助長するため、各種教室を開催                                   |
| 点字・声の広報等発行事業    | 文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳による広報紙（広報うえだ、市議会だより、社協うえだ）を発行し、情報提供を行う。 |
| 奉仕員養成研修事業       | ボランティア育成のため、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成講座を開催                                      |

### (2) サービスの見込量

今後も定期的な活動と事業の周知を行います。利用者の大幅な増加が見込まれないため、同推移を見込みます。

（各年度の見込量）

| サービス名           | 見込むもの | 実績 | 見込量 |     |     |
|-----------------|-------|----|-----|-----|-----|
|                 |       | R元 | R 3 | R 4 | R 5 |
| レクリエーション活動等支援事業 | 回数／年  | 1  | 1   | 1   | 1   |
| 芸術・文化講座開催等事業    | 回数／年  | 1  | 1   | 1   | 1   |
| 点字・声の広報等発行事業    | 利用者数  | 84 | 90  | 90  | 90  |
| 点訳奉仕員等養成研修事業    | 受講者数  | 7  | 5   | 5   | 5   |

### (3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるように情報提供に努めます。
- ・社会参加による生きがいづくりと、余暇活動支援及び情報提供体制の整備とボランティアの育成による地域福祉の推進を図るための施策を行います。